

# 便利な口座振替をご利用ください！

## サラリーマンの確定申告

サラリーマンでも確定申告をしなければならない方は次のとおりです。

①給与の年収が、一千五百万円を超える方  
②給与以外の所得が二十万円を超える方

③給与を二ヵ所以上からもらっている方  
④同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに利子、賃借料、使用料などの支払を受けている方  
⑤災害を受け、昭和六十二年に給与について、災害減免法によって源泉徴収の猶予を受けた方

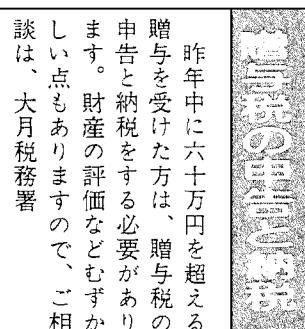
①災害や盗難、横領により住民税申告書を提出していなかった方  
②病気やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が五万円、またはその年の所得の五分の一を超か少ないほうの額を超えた場合  
③住宅を新築したり、購入する際民間金融機関及び公的機関等などから住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまるとき、職しその後、所得のない方  
④給与所得者で、年中途で退職し、その後、所得のない方  
⑤給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利息、原稿料の収入がある方

問合先 大月税務署  
(22)3151

## 確定申告をしなければならない人

事業所得・不動産所得のある方の場合は、昭和六十二年中の所得金額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える人。

なお、所得税の確定申告義務があるにもかかわらず、住民税の申告のみで所得税の確定申告書を税務署に提出していない方が見受けられますのでご注意下さい。



昨年中に六十万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価などもむずかしい点もありますので、ご相談は、大月税務署

**市内全地区**

市役所西別館 (22)3151

**申告会場**

市役所西別館 (22)3151

**市内全地区**

市役所西別館 (22)3151

**申告会場**

市役所西別館 (22)3151

**申告**

市内全地区	市役所西別館	三月八日(火)	田原一丁目～四丁目・上谷一丁目～三丁目
市役所西別館	三月九日(水)	上谷・川棚	開地地区全域
市役所西別館	三月十日(木)	市役所西別館	三月十一日(金)
市役所西別館	三月十四日(月)	中央二丁目～四丁目・下谷一丁目～二丁目	つる三丁目～五丁目・下谷一丁目～二丁目
市役所西別館	三月十五日(火)	地区の指定日に相談を受けなかった方	上谷四丁目～六丁目・川棚・上谷

**申告**

さい。  
(1) 縦覧期間  
三月一日～三月二十日  
時間は午前八時三十分～午後五時、土曜日は正午まで(日曜・祭日を除く)  
(2) 縦覧場所  
市税課

※今年は評価替えの年に当たり、地方税法改正の関係で前期の縦覧期間が(四月一日～四月二十日)変更になることが予想されます。変更になつた場合は、改めてお知らせいたします。

**会場が変わります**

固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和六十三年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確認して下さい。

※今年は評価替えの年に当たり、地方税法改正の関係で前期の縦覧期間が(四月一日～四月二十日)変更になることが予想されます。変更になつた場合は、改めてお知らせいたします。

**住民税申告相談**

三月三日から三月十五日までの申告相談は市役所西別館(旧都留市農協谷村事業所)で行いますのでご協力を願います。